不妊治療・妊娠出産専用ローン

すくすく応援プラン

新しい命を迎えるためのサポートをします

変動金利型

借入金利 年3.75%

※毎年4月1日と10月1日に見直しを行い、
5月、11月の約定返済日から適用されます。
詳細は裏面「金利変動」をご確認下さい。

借入金額 10万円以上300万円以内（1万円単位）

借入期間 6か月以上10年以内（6か月単位）

本人または家族（配偶者、親子含む）に関する以下の費用にお使いいただけます

不妊治療・不育症に関連する費用

（検査、投薬、治療など）

※男性の不妊治療の適用も可

ご用意いただくもの

- ○ 不妊治療診断証明書等
- ○ 医療機関名記載の不妊治療連絡カード（不妊治療実施済の場合）
- ○ 各地公体における不妊・不育に関する支援制度の助成金決定通知書等

※すべて3カ月以内に発行されたもの

妊娠・出産に関連する費用

（検査、入院費など）

ご用意いただくもの

○母子健康手帳

※お子様お一人につき1回限りで、母子健康手帳交付から3年以内のもの

※借入金額が50万円を超える場合「資金使途および所要金額の確認ができる資料」が必要になります。
例）診療費用明細書、請求書、領収書、不妊治療等助成事業受診等証明書

（2025年10月1日現在）

愛媛銀行

ひめぎんフリーローン すくすく応援プラン

（不妊治療・妊娠出産専用）

お借入期間	6 か月以上 10 年以内（6 か月単位）
お借入利率	窓口でお尋ね下さい。
お借入金額	10 万円以上 300 万円以内(1 万円単位) (同一の債務者の方につき、合計 300 万円までとなります。)
金利変動	変動金利（詳しくは窓口にてお尋ねください） ・みずほ銀行が公表する｢長期プライムレート｣の変動に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げまたは引き上げられます。 ・利率見直しの基準日は毎年 4 月 1 日、10 月 1 日とし、新利率の適用は翌月 5 月、11 月の約定返済日とします。 ・2025 年 4 月 1 日時点の｢長期プライムレート｣は 2.35%です。
ご利用いただける方	(1) お申込時満２０歳以上の方 (2) 勤務年数・営業年数は問いません。 (3) 安定・継続した収入がある方（嘱託・パート・年金受給者・専業主婦の方を含みます。） (4) 当行の営業区域内に居住されているまたは勤務されている方 (5) 株式会社愛媛ジェーシービーの保証を受けられる方
お使いみち	ご本人またはご家族（配偶者、親、子含む）に関する以下の費用となります。 (1) 不妊治療・不育症に関連する検査、投薬、治療費用（男性の不妊治療も可能です。） (2) 妊娠・出産に関連する費用（検査・入院費用など） ※配偶者の方の場合は同一住所にお住いの確認、また親子の場合は戸籍等で親子関係の確認を行います。
担保・保証人	不要です。(保証人については場合によってお願いすることがあります。)
ご返済方法	(1) 元利均等月賦返済（ボーナス返済併用可）・・・利息後取り (2) 返済日・・・毎月 5 日
返済試算額・金利情報	店頭やホームページで返済額を試算いたします。
手数料(税込)	(1) 一部繰上返済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料 (2) 繰上完済　※返済元金 100 万円未満または金利年 10%超の場合・・・・・・・無料 ※返済元金 100 万円以上かつ金利年 10%以下の場合・・・・・・・5,500 円 (3) 上記 (1) および (2) 以外の条件変更（返済期間、返済日等)・・・・・・・・・5,500 円 (ただし元金残高 100 万円未満または金利年 10%超の場合は無料) (4) お借入事務手数料（新規実行時） ・30 万円未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料 ・30 万円以上返済期間 1 年未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料 ・30 万円以上返済期間 1 年以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,100 円 (ただし利息制限法により無料、減額となる場合があります。)
ご用意いただくもの	(1) 本人確認資料　・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの） ・健康保険証（有効期限または令和 7 年 12 月 1 日のいずれか先に到来する日まで有効） または各種健康保険の資格確認書（いずれも申込者本人の氏名､住所および生年月日が分かるもの） ・パスポート（パスポートは、令和 2 年 2 月 3 日以前に申請分のものに限ります。なお、所持人記入欄のないものは受付できません。） ・個人番号カード（※通知カードは対象外です。） (2) 所得確認資料　原則不要です。(場合によってはお願いする事があります。) (3) 使用印鑑　来店時に普通預金口座のお届出印が必要となります。 (4) 資金使途確認資料　資金使途および所要費用が確認できる書面の写し（診療費用明細書、請求書、領収書等） ※お借入金額が 50 万円以下の場合は、下記の書類で代用可能です。 ①不妊治療・不育症に関連する検査・投薬・治療費用 不妊治療診断証明書等､医療機関名記載の不妊治療連絡カード(不妊治療実施済の場合)､ 各地公体における不妊･不育に関する支援制度の助成金決定通知書等 ※すべて 3 カ月以内に発行されたもの ②妊娠・出産に関連する費用（検査・入院費用など） 母子健康手帳 ※お子様一人につき 1 回限りで、母子健康手帳交付から 3 年以内のもの）

愛媛銀行

詳しくは､お近くの愛媛銀行またはフリーダイヤルへお問合せください。
(☎0120-22-0576 月～金(祝日除く)9:00～17:00)

(2025年10月1日現在)